

相談 相談したいときは…

障害のある人からの相談や解決は、その内容に応じて、
行政機関による相談窓口やすでにある機関のさまざまな
制度により対応しています。



しょうがいしゃ さべつかいしょうほう きゅうあんどうえー 障害者差別解消法 Q & A

Q 普通の生活の個人的な人間関係の中でも、違反した場合は罰せられるの？

A この法律は、市民のみなさんが個人的な関係で障害のある人と接する場合などは対象としておりません。ただし、障害を理由とする差別を解消するためには、市民のみなさんが障害への理解を深めることが大切です。

Q お店や会社などにより、繰り返し障害を理由とする差別が行われる場合はどうなりますか？

A 自主的な改善が期待できない場合などには、担当大臣から、お店や会社などに対して指導等を行ったりします。

いばらきし 茨木市における取り組み

本市では、障害者差別解消法に基づいて、すべての本市職員を対象とした「茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定しました。これは、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の具体例を盛り込み、職員の障害を理由とする差別を解消するための取組を確実なものとするためのものです。また、障害のある人等からの職員の対応についての相談窓口を市役所内に設置するなど、誰もがくらしやすく笑顔になるまちづくりをめざします。

内容についての問い合わせ先

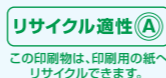
茨木市 健康福祉部 障害福祉課

〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号

電話：(072) 620-1636 FAX：(072) 627-1692

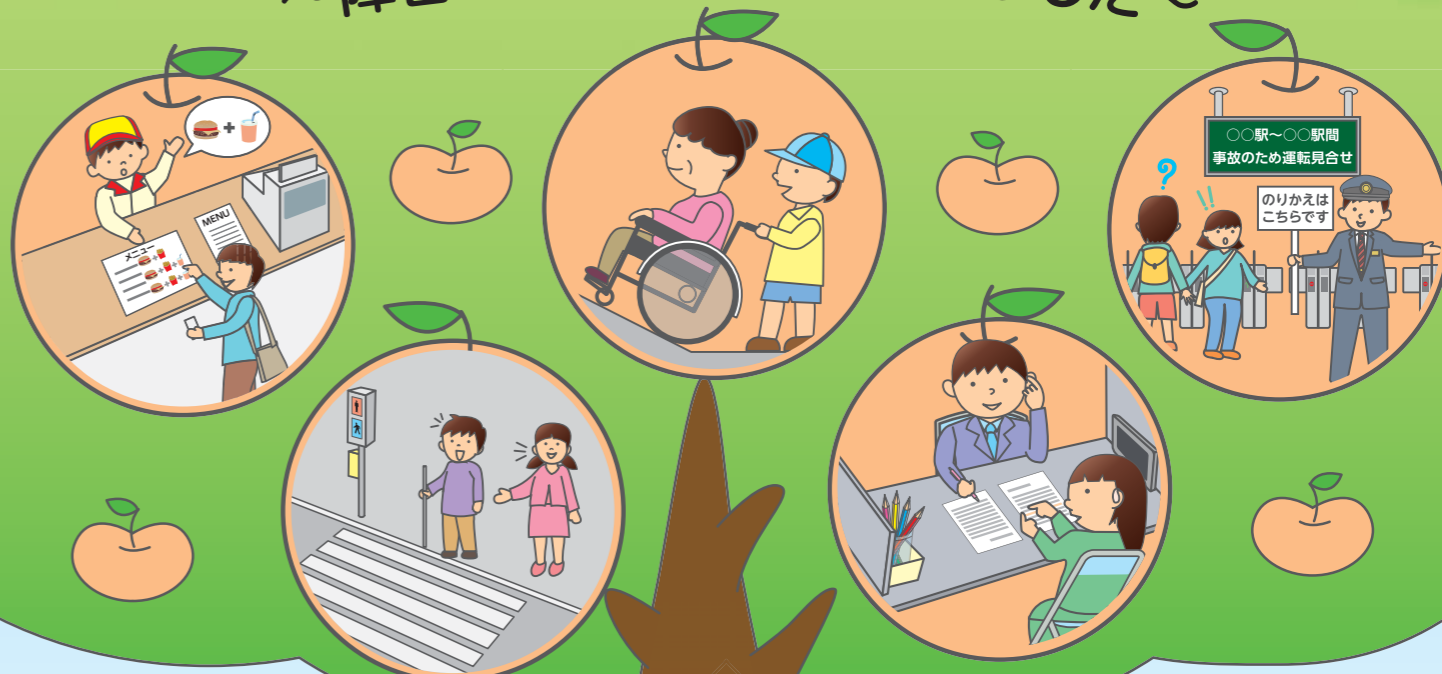


このパンフレットは6,000部作成し、一部当たりの単価は23.22円です。

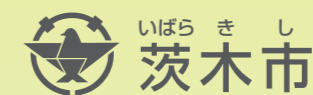


わたくし かんが 考えてみませんか 私にできること

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
～障害者差別解消法ができました～



- 平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されました。
この法律は、「不当な差別的取扱いの禁止」(障害があることを理由として正当な理由なくサービスを提供を拒否したり、制限や条件を設けたりすることなどを禁止)や「合理的配慮の提供」(障害のある人にとって生活をおくる上で障壁となる利用しにくい施設や制度、障害のある人への偏見などを取り除くために、障害のある人に対して、できる範囲でその障害に合った配慮や工夫をすること)について定めたものです。
- 障害を理由とする差別を解消するためには、みなさん一人ひとりの思いやりの心が大切です。
- 一人ひとりの声に耳をかたむけて、その人を知り、「私には何ができるんだろう?」と考えることから、『誰もがくらしやすいまち』が生まれます。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは…



平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)がスタートしました。

この法律は、国・都道府県・市町村など(行政機関)、お店や会社など(民間事業者)が障害を理由とする差別を解消することによって、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律のポイント

この法律では、障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」が禁止されます！

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国・都道府県・市町村など(行政機関)	禁止 してはいけません	法的義務 行わなければなりません。
お店や会社など(*民間事業者)	禁止 してはいけません	努力的義務 行うよう努めなければなりません。

*民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

対象となる障害のある人とは

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、そのほか心やからだのはたらきに障害がある人で、障害や社会生活を送る上での障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も対象となります。

障害を理由とした差別

不当な差別的取扱い

例1 習い事、教室などに入会しようとしても、障害があることを理由に入会を断る。

例2 アパートを借りようとしても、障害があることを理由に断る。

合理的配慮の不提供

例1 聴覚障害がある人に、筆談等をせず、音声のみで用件を伝えようとする。

例2 階段や段差がある場合に、車椅子利用者にキャスターあがり等の補助をしない。

差別のない誰もがくらしやすいまちへ

障害を理由とする差別は障害のある人と行政機関、お店や会社など(民間事業者)との間だけにあるものではありません。差別のない誰もがくらしやすいまちづくりのためには、市民のみなさんや本市で働くみなさんが、この問題について考えなければなりません。

市民のみなさんは…

障害のある人もない人も、誰もが同じような生活をおくるために、市民のみなさんができる配慮や工夫(合理的配慮)について、一度考えてみましょう。

市民のみなさんの理解やサポートがあれば、できることはたくさんあります。くらしの中に、誰に対しても思いやりの心があると、誰もがくらしやすい、やさしいまちになります。



●障害を正しく理解しましょう。

障害にはさまざまな種類があり、程度や生活環境も違います。また、外見ではわからない場合もあります。まずは、障害を正しく知り、理解を深めることが大切です。

●日常生活などで積極的にサポートしましょう。

普段の生活において、困っている人を見かけたら積極的に自分から声をかけましょう。また、どのような配慮が必要か聞きましょう。

民間事業者のみなさんは…

障害者差別解消法においては、お店や会社などの民間事業者は障害のある人に対し、必要な配慮や工夫(合理的配慮)を行うよう努力する義務があります。

●障害を正しく理解し、どんな配慮が必要か考えましょう。

障害を正しく理解し、相手がどんな配慮を望んでいて、自分に何ができるのかを考えることが大切です。希望する配慮ができなくても、代替りの方法やできる配慮を考えましょう。

●国の「対応指針」を参考に、適切に対応しましょう。

国が作成している「対応指針」を参考に、障害を理由とする差別が行われないよう配慮の視点に立った対応を心がけましょう。

